

工事の施行により生じた建物等の損害に係る事務処理手順

習志野市公共工事損失補償要領第2条の規定による補償については、別記「事前・事後調査委託及び補償交渉フロー」に沿って、以下の手順により行うものとする。

1. 事前調査

- ① 市は、工事の施行による地盤変動により建物等に損害が生ずるおそれがあると認められるときは、当該損害に対する措置を迅速かつ的確に行うため、当該工事の着手に先立ち、又は当該工事の施行中において、地盤変動影響調査算定要領（平成24年3月30日国土用第51号。以下「算定要領」という。）に基づく調査（以下「事前調査」という。）を委託する。
- ② ①の事前調査委託を受けた者（以下「事前調査受注者」という。）は、事前調査が完了したときは、市に事前調査報告書（第1号様式）その他必要と認められる資料を提出しなければならない。

2. 損害発生時の原因調査

- ① 当該工事の受注者（以下「工事受注者」という。）は、地盤変動による建物等の損害の発生が申出があったときは、その損害状況を確認し、市に損害発生報告書（第2号様式）その他必要と認められる資料を提出しなければならない。
- ② 工事受注者は、①において報告した損害と工事との因果関係について、速やかに調査（以下「原因調査」という。）を行い、市に原因調査報告書（第3号様式）その他必要と認められる資料を提出しなければならない。
- ③ 所管課長（以下「課長」という。）は、①及び②の結果を所管部長（以下「部長」という。）に報告する。

3. 応急措置

- ① 工事受注者は、損害が生じ、又は生ずると見込まれる場合において、1. 及び2. の調査の結果、損害の発生が当該工事の影響と認められ、かつ、緊急に措置を講ずる必要があると認められるときには、市と協議した上で応急措置を講ずるものとする。なお、このときの費用は、原則、工事受注者の負担とする。
- ② 工事受注者は、①の応急措置が完了したときは、速やかに市に応急措置実施報告書（第4号様式）その他必要と認められる資料を提出しなければならない。
- ③ 課長は、②の結果を部長に報告する。

4. 損害の有無の確認等

- ① 工事受注者は、工事が完了したときは、事前調査を行った建物等の各物件（以下「各物件」という。）に「〇〇〇工事に伴う影響調査等について」（第5号様式）を配布する。
- ② 工事受注者は、地盤の安定を確認したとき（工事完成～6か月後までの間で判断が可能

となったとき)は、各物件に工事完了に伴う建物等調査書(以下「調査書」という。)(第6号様式)を配布し、建物等の損害の有無を確認しなければならない。

- ③ 工事受注者は、調査書の提出により、損害の発生の申出があったときは、損害状況を確認し、市に損害発生報告書(第2号様式)その他必要と認められる資料を提出しなければならない。
- ④ 課長は、③の確認等の結果を、部長に報告する。
- ⑤ 建築工事(付帯工事含む)については、工事内容及び発注形態により別途対応を行うものとする。

5. 事後調査

- ① 市は、4. ②の各物件から回収した調査書により、建物等の損害を確認したものについては、算定要領に基づき工事の施行後の調査(以下「事後調査」という。)を行い、公正かつ妥当な復旧方法を検討しなければならない。
- ② ①の事後調査は、原則、事前調査受注者に委託して行うものとする。
- ③ 事前調査受注者は、事後調査が完了したときは、市に事後調査報告書(第1号様式)その他必要と認められる資料を提出しなければならない。
- ④ 課長は、③の事後調査の結果を、部長に報告する。

6. 補償費の算定

- ① 市は、5. ③の事後調査の結果を踏まえ、算定要領に基づき、補償費の算定を事前調査受注者に委託する。
- ② 補償費の算定に用いる単価は、損失補償算定標準書の単価によるものとする。ただし、損失補償算定標準書に記載のない単価については、市場調査により求めるものとする。
- ③ 事前調査受注者は、補償費の算定が完了したときは、市に補償費算定報告書(第7号様式)その他必要と認められる資料を提出しなければならない。

7. 補償費の認定等の協議

- ① 工事受注者は、2. ②の原因調査及び5. ③の事後調査並びに6. ③の補償費の算定が完了したときは、市及び事前調査受注者と協議した上で、補償費の認定等に関する協議書(第8号様式)を提出しなければならない。
- ② 課長は、①の協議書の提出がされたときは、速やかに部長に報告する。

8. 損害の認定等の精査

- ① 課長は、2. ②の原因調査報告書、4. ③の損害発生報告書及び5. ③の事後調査報告書、6. ③の補償費算定報告書により、損害の認定、補償の費用、責任区分及び費用の負担割合について精査する。
- ② 課長は、①の精査を行うため、補償の費用の負担割合について、担当者に別記損失補

償負担割合算定表に基づき、適正かつ公正に算定を行わせるものとする。

- ③ 課長は、①の精査の結果を、部長に報告する。

9. 委員会への審査の依頼

- ① 部長は、8. ③の損害の認定等の精査結果を添えて、習志野市補償審査委員会（以下「委員会」という）に審査を依頼する。

10. 工事受注者との協議及び協定書の締結

- ① 課長は、9. ①の委員会の承認を受けた後、補償金の限度額及び負担割合について工事受注者と協議する。
- ② 市と工事受注者は、①の協議後、第三者損害に対する補償金負担等に関する協定書（第9号様式）を締結する。

11. 補償の交渉窓口

- ① 補償対象者との補償の交渉は、事前調査受注者に委託して行うものとする。ただし、必要に応じ、市が協力することができるものとする。

12. 補償の方法

- ① 工事受注者は、補償対象者との交渉が成立した場合は、補償対象者及び市と補償契約書（第10号様式）を締結する。
- ② 補償の方法は、原則として金銭補償とし、補償金は、渡しきりとする。
- ③ 工事受注者は、補償対象者から復旧工事の申出があったときは、工事施工承諾書（第11号様式）の提出を受けた後、復旧工事を行うことができるものとする。ただし、復旧工事にかかる費用については、6. ②に基づき算定した補償費を上限とする。

13. 補償の再協議等

- ① 事前調査受注者は、交渉が成立しないと判断した場合は、市に再協議依頼書（第12号様式）を提出する。
- ② 課長は、①の再協議依頼書が提出された場合は、再調査を事前調査受注者に委託し、その結果を部長に報告する。
- ③ 部長は、②の再調査の結果が10. ①で協議した内容と異なるときは、再度、委員会へ審査を依頼する。
- ④ 課長は、③の委員会の承認を受けた後、補償金の限度額及び負担割合について工事受注者と協議する。
- ⑤ 市と工事受注者は、④の協議後、第三者損害に対する補償金負担等に関する協定書（第9号様式）を改めて締結する。
- ⑥ 課長は、委員会の承認後、その内容で事前調査受注者に補償の交渉を再委託する。

14. 補償金の支払い

- ① 工事受注者は、補償対象者の請求書(第13号様式)に基づき速やかに補償対象者に補償金を支払うものとする。
- ② 補償金の支払いは、口座振込みによるものとする。ただし、口座振込みによりがたいときは、現金により支払うことができる。
- ③ 工事受注者に補償の費用の負担が生じない場合または市長が必要と認めた場合は、市が補償対象者に補償金を直接支払うことができる。
- ④ 工事受注者は、補償金の支払いが完了したときは、損害に係る市負担分について請求書(第14号様式)、補償費用明細書及び証拠書類(補償対象者の請求書の写し、領収書の写し)を市に提出しなければならない。
- ⑤ 市は、④の請求があった場合は、速やかに工事受注者に支払うものとする。

15. 復旧工事の支払い

- ① 工事受注者は、復旧工事が完了したときは、補償対象者から復旧工事完了確認書(第15号様式)の提出を受けた後、復旧工事完了報告書(第16号様式)及び損害に係る市負担分について請求書(第14号様式)を市に提出しなければならない。ただし、少額(1軒5万円以下)の復旧工事については、工事受注者が負担する。
- ② 市は、①の請求があった場合は、速やかに工事受注者に支払うものとする。

16. 補償の完了報告

- ① 課長は、15. ②の支払いが完了したときは、起案により、委員会委員長及び委員に報告する。

17. 複合原因の場合の協議

- ① 地盤変動による損害が他の工事等の施行に係るものと複合して起因していることが明らかな場合は、工事受注者と損害に係る費用の負担の割合等について協議する。

18. その他

この事務処理手順は令和7年4月1日から施行する。